

次第４．総則（開所時間、利用料等）（案）の修正

1. 総則

(1)事業目的

日中に就労等で家庭に保護者がいない小学生児童に対し、授業終了後の生活の場として、児童の健全な育成を図ることを目的とし、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」に沿った形で運営を行う。小学校に就学している児童で、家庭において保護者の適切な保護育成を受けられない者に対して、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の心身の健全な育成と事故防止を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図る。

(2)管理・運営

ア．施設の維持管理は大和郡山市とする。

イ．運営は、大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会（以下「運営協議会」という。）が行い、大和郡山市は巡回アドバイザーの配置を運営協議会へ委託する。

ウ．運営協議会は、これまで保護者会で運営されてきた経緯や方法等を基本としつつ、ニーズを把握し、運営に係る保護者の負担を減らしながら効果的に事業目的を達成するため信頼性の確保に努めるとともに、運営費を適切に管理及び支出する。

(3)対象児童及び目標

ア．小学校１年生から６年生までとする。

異年齢の交流を行うことにより、児童の自立心や協調性等を育む。

大和郡山市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を必要とするすべての小学校児童の受入に努める。

イ．児童は、大和郡山市に在住又は在学のいずれかを満たす場合に対象とする。

しかし、事情があって市外から市内の小学校へ通学する児童がいる場合等、クラブを必要とするすべての児童の受入を検討する。

ウ．保護者が入所を必要とする児童を対象とする。

低学年、ひとり親世帯等の児童を優先とし、また、保護者の就労のみでなく、病気（療養中を含む）、家族の介護等により、クラブの利用を必要とする場合も対象とする。

エ．待機児童の発生又は入所できなかった場合の対応について

支援員の不足又は児童一人当たりの専有区画面積（基準値 1.65 m²）を満たさないことにより児童の安全を確保できず、やむなく受入ができなかったクラブがある場合は、新たな支援員の雇用、他のクラブへの斡旋・紹介及び送迎、他のサービスとの併用等による対応を検討する。

(4)定員、必要面積及び職員配置

大和郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大和郡山市条例第 17 号）に従う。

ア．定員及び分割の目安

① 定員

原則として、一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、概ね 40 人以下とし、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）2 名以上（うち 1 人を除き、補助員の代替可）を配置する。

② 定員の弾力化

定員を超えた状態で、一時的にクラブを運営する場合で、かつ、施設の規模や支援員による指導に支障がない場合は、弾力的な受入ができるものとする。ただし、継続的に定員を超える場合や将来の入所数が増える見込みの場合で、小学校等の施設を利用することが難しく、他に工夫しても安全性が確保できない場合は、クラブの分割等の措置を大和郡山市へ提言する。

③ 分割の目安

以下のいずれかの条件を満たす場合を分割準備の目安とする。

(a) 1 児童あたりの専用区画の面積が概ね 1.65 m²（畳 1 畳分）より狭い。

(b) 1 支援あたり 40 人を超える児童数。

イ．必要面積

施設（専用の施設又は部屋）は、大和郡山市が小学校区ごとに利用者需要を考慮し、必要な数を設置する。

施設内の児童が生活（休息、遊び、学習、食事等）するスペースについて

は、児童 1 人につき設備部分（玄関、トイレ、台所、支援員ロッカー、療養スペース）を除いて、1.65 m²（畳 1 畳分）以上の広さを確保するよう努める。

ウ．職員配置

職員数は、児童数や各クラブの状況を勘案して運営協議会にて協議し、適正配置を行う。また、各クラブに会計等事務員を兼務する正規支援員 1 名を配置するように努める。

職員配置基準の目安

1 支援あたり

在籍児童数	正規支援員数	非正規支援員数	補助員数	特別支援加配数	1 日適正配置数
20 名以下	1	0～1	0～1	都度協議	2
21～40 名	1	0～1	0～1	都度協議	2
41～60 名	1	1～2	1～2	都度協議	3
61 名以上	1	1～2	1～2	都度協議	4

※1 日適正配置数は、正規支援員又は非正規支援員と補助員等の組み合わせで特別支援加配数を除いたクラブに常時配置する職員数である。

(5)開所期間及び時間

ア．期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

イ．開所日数は、年間 250 日以上とする。ただし、運営協議会は、各クラブで毎年ニーズ調査を行い、ニーズのない場合はこの限りでない。

ウ．開所時間は、保護者の就労等の実態に合わせて延長するよう努めることとする。

【通常】 平日：午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

土曜・長期休暇等授業のない日：午前 8 時から午後 5 時まで

※ 短縮授業等で午前中からクラブを開所する場合等の開所時間は、遅くとも授業終了後 30 分前からとする。また、延長利用の時間及び正規支援員の勤務時間は別途定める。

※ 児童の降所方法は、集団降所を原則とする。

ただし、クラブを利用している児童が少なく集団降所が困難である場合や保護者が求めた場合等は、この限りでない。

- エ. 児童の受入時間外は、児童を受け入れるための事前準備や職員会議、おたより作成、後片付け、清掃等の準備時間とする。
- オ. 閉所日は日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、夏季（8月13日から15日まで）、年末・年始（12月29日から1月4日まで）とする。

カ. インフルエンザ等感染症の発生におけるクラブの対応について

クラブは、保護者の就労、疾病及び家族の介護により昼間家庭での養育ができない児童を対象としており、特に小学校低学年の児童は留守番をすることが困難な場合があると考えられ、小学校と異なるものであることから、感染の予防に留意したうえで原則として開所するものとする。その際、開所時間については、長期休暇等における開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとする等、可能な限り柔軟な対応をする。なお、クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合で、大和郡山市から運営協議会に要請があったとき又は運営協議会が大和郡山市と協議して同意が得られたときは、臨時休業又は医療関係者等優先利用の対象者を定め、規模を縮小したうえで開所する。

	小学校の対応	クラブの対応
1	学級閉鎖の場合	原則、該当学級の児童は出席停止。 ただし、発症していない児童で、クラブの利用が必要な家庭については、必ずクラブに連絡し、保護者は体調管理を十分にしたうえでクラブを利用させること。
2	学年閉鎖の場合	原則、該当学年の児童は出席停止。 ただし、発症していない児童で、クラブの利用が必要な家庭については、必ずクラブに連絡し、保護者は体調管理を十分にしたうえでクラブを利用させること。
3	学校閉鎖の場合	原則、規模を縮小し開所。 発症していない児童で、クラブの利用が必要な家庭については、必ずクラブに連絡し、保護者は体調管理を十分にしたうえでクラブを利用させること。

※ 学級閉鎖等の実施日前日に学校を繰り上げ下校する場合も、上記対応と同様とする。

(6)利用料

ア. クラブの円滑な運営を図るため、入所決定を受けた児童の保護者は、運営協議会において口座振替ができるまでの間、下記の額を利用料として、各クラブを通じて運営協議会に納入する。

基本料金：児童 1 人につき月額 6,000 円、ただし 2 人目以降は月額 3,000 円

運営協議会費：1 世帯につき月額 300 円

保険料：児童 1 人につき年間 800 円

※ 運営協議会は毎年度見直しを行い、利用料の軽減に努めるものとする。

※ 待機児童対策等のため、当分の間、長期休暇のみの利用はクラブ利用の対象外とする。

イ. 運営協議会から支給された運営補助金（お菓子代、消耗品代、イベント代等）は、各クラブ責任の下、適正に管理及び支出を行う。

※ [児童 1 人の場合の月額目安] 6,300 円～10,300 円（※保険料除く。）

	基本料金 ※お菓子代・行事費含む	土曜日利用 (1 回)	延長料金 (1 カ月)	延長料金 (1 時間)	協議会費 (1 カ月)
1～6 年	6,000 円	500 円	2,000 円	200 円	300 円

ウ. 入所中に休所することとなった場合で、1 日も登所のない月は、基本料金の半額を運営協議会に納入する。

エ. 年度途中からクラブを利用又は中止する場合、クラブを利用又は中止する月の利用児童の在所日数が開所日数の半数未満のときは基本料金の半額を、半数以上のときは基本料金の全額を運営協議会に納入する。

オ. 適正な執行管理

利用料の徴収、運営補助金の管理及び支出は、適正な管理者の最善の注意のもとに行い、定期的な検査や決算報告等、必要な会計ルールを定め、適正で開かれた執行を行うものとする。

カ. 資料の保存期間

運営に必要な資料の保存期間は、年度終了後から 5 年間とする。

キ. 利用料の減免

次の各号のいずれかに該当する者で、希望する者は、放課後児童クラブ利用

料減免申請書を提出することができる。その際、就労による自立支援につながる等運営協議会が認める場合は、利用料を減免することができる。

- ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯
- ② 当該年度分の市町村民税非課税世帯
- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ その他（※正当な理由があると認められる場合）

ク. 緊急的な場合の利用料の返還

緊急的な場合で、大和郡山市から運営協議会に要請があった場合又は運営協議会が大和郡山市と協議して同意が得られた場合にあつて、運営協議会が閉所又は受入制限を決定したときは、クラブを利用できない保護者に対し、その日数に応じて日割で利用料を返還又は徴収しないことができる。

(7)入所及び退所

ア クラブの利用を希望する児童の保護者は、放課後児童クラブ入所申込書に記入のうえ勤務証明書を添えて、クラブを通じて運営協議会に提出する。

イ 運営協議会は、クラブ利用の諾否を保護者に通知する。

ウ クラブの退所を希望する児童の保護者は、放課後児童クラブ退所届を記入し、クラブを通じて運営協議会に提出する。

エ 次の行為を正当な理由もなく行い、かつ、是正に従わない場合は、運営協議会の決定によりクラブを退所させることができる。

利用料の納入を滞らせた場合（全在籍期間の滞納累積 3 ヶ月間）

滞納発生後は督促を行い、3 ヶ月滞納後、4 ヶ月目に運営協議会より退所勧告を行うものとする。

ただし、不服申立て先は運営協議会とし、不服申立てができることを周知するとともに、3 ヶ月程度の不服申立て期間を設けるものとする。

(8)入所の遵守事項

ア 児童の健康管理事項

- ① 法定伝染病又は感染症にかかった児童は回復するまでクラブを休所させること。
- ② 他の児童に対して健康上の影響を及ぼす健康状態の児童には、病気が回復するまで休暇を指示することもあり、保護者はその指示に従うこと。

- ③ その他、各クラブがある小学校区の対応に準ずること。

イ クラブと保護者の連絡

- ① 健康状態の報告について

児童の健康状態について配慮等を要する場合は、保護者は健康状態報告書をクラブを通じて運営協議会に提出する。

- ② 連絡に関する注意事項

保護者は児童がクラブを欠席する場合は、事前に連絡すること。また、児童の日常生活で支援員等に対する連絡事項は必ず行い、保護者は支援員等との連絡を密に行うこと。

- ③ 緊急時における連絡について

クラブの利用中に児童が健康状態を害した場合は、支援員等は応急処置をした後、保護者に連絡する。

※その際、保護者は児童を直ちに迎えに行くこと。

- ④ その他

保護者の勤務状況等に変更があった場合は、直ちにクラブを通じて運営協議会に連絡する。

(9) 緊急の場合（台風・災害等）の取扱い

ア 警報等発令された場合

区 分	警報等発令状況	学校の対応	クラブの対応
学校開校日	午前7時から登校前までに発令	臨時休業	休所
	登校後～放課後	集団下校	休所 ※学校の集団下校により帰宅。
	放課後～クラブ利用中		クラブ待機 ※集団降所又はクラブから保護者へ迎えを依頼。
土曜日、 長期休暇等	午前7時から登所前までに発令		休所
	クラブ利用中		クラブ待機 ※集団降所又はクラブから保護者へ迎えを依頼。

※ 台風等の進路の予想から警報の発令が予測される場合は、降所時の安全を確保するため警報が発令されていなくても（注意報発令時等）降所させる場合がある。

イ 震度 5 以上の地震が発生した場合

児童の所在	クラブの対応
自宅の場合	休所
クラブ利用中	安全な場所（避難場所）へ児童を誘導し、保護者の迎えがあるまで待機 ※クラブから保護者へ迎えを依頼。

(10) 延長利用

ア 対象・時間

①延長利用対象日及び時間

(a) 延長利用対象日は、月曜日から土曜日までのクラブ開所日とする。

(b) 利用時間は、午後 5 時から午後 7 時までとする。

※運営協議会は、クラブ毎に毎年ニーズ調査を行い、ニーズのない場合はこの限りでない。

②対象児童

クラブを利用する児童で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(a) 保護者の就労、疾病及び家族の介護等により午後 5 時以降も引き続きクラブの利用が必要な児童

(b) 保護者の緊急のやむを得ない理由により午後 5 時以降において引き続きクラブの利用が必要な児童

イ 申込み等

① 申込み

次の(a)及び(b)の利用者は、当該クラブを経由して運営協議会に延長利用申込書を提出するものとする。

(a) 4 月 1 日から 1 年間の利用希望者

※利用を希望する前年度の 2 月初旬頃に行うこと。

(b) 年度途中からの利用希望者

※利用開始希望日の 5 日前までに行うこと。

(c) 随時の利用希望者

※利用希望日当日の午後 4 時までにクラブに連絡すること。

② 諾否

運営協議会は、提出された延長利用申込書の内容を速やかに審査し、延長利用の諾否について決定する。

随時の利用にあっては、クラブが支援員等の体制等を勘案し、諾否について決定する。

③ 利用の中止

(a) クラブの延長利用を中止する場合は、保護者は事前にクラブを通じて運営協議会に延長利用中止届を提出するものとする。

(b) 随時の延長保育を中止する場合、保護者は午後4時30分までにクラブに連絡する。

④ 延長利用料

(a) 月を通じて利用する場合は、児童1人につき、月額2,000円とする。

ただし、年度途中でクラブの利用を開始した場合、利用を開始した月において利用可能な日数が開所日数の半数未満のときは、上記金額の半額を運営協議会に納入する。

(b) 随時でクラブの延長利用をする場合、児童1人あたり1回1時間まで200円、1時間を超えると400円とする。

(c) 支払方法

運営協議会において口座振替ができるまでの間、各クラブにおいて取りまとめ、定められた期日までに運営協議会に納入する。

また、各月の利用状況について、各クラブは集計を行い、該当月の翌月10日までに運営協議会に報告する。随時の利用についても同様とする。

(d) 返還等

1. クラブを月額料金で延長利用し、開所日数の半数未満のときにクラブを退所した場合は、延長利用料の半額を返金する。

2. 緊急的な場合で、大大和郡山市から運営協議会に要請があった場合又は運営協議会が大大和郡山市と協議して同意が得られた場合にあつて、運営協議会が閉所又は受入制限を決定したときは、クラブを利用できない保護者に対し、その日数に応じて日割で利用料を返還又は徴収しないことができる。

⑤ 減免

総則の（６）キ に準じる

⑥降所方法

延長利用した場合の降所方法は、次のとおりとする。

(a) 保護者の責任の下、保護者又は代理の者が直接クラブへ午後７時までに児童を迎えに行く。

ただし、代理の者が迎えに行く場合、保護者は事前に代理人の氏名等をクラブへ連絡しなければならない。

(b) 保護者又は代理人の迎えが困難な場合は、保護者間での連携等を図り、その代表者が午後７時までに迎えに行く。

(11) 学校や幼稚園、保育園、地域等との連絡調整

大和郡山市、保護者会、支援員等、学校、保育園、幼稚園、認定こども園、地域、関係機関と相互に連絡を図るよう努めること。